



図書館・こじんごの

貸出し、返却手続きが便利に！

ICタグ導入によりさらに便利になりました！

磐田市立図書館、ひと・ほんの庭にこつとでは、ICタグによる本やCD・DVDなどの管理を開始しました。今回の導入によりさらに便利になった点をご紹介します。

中央図書館

☎ 0538-32-5254

FAX 0538-32-5154

ICセキュリティゲートを設置しました

貸出手続きが済んでいない資料をうっかり館外に持ち出しそうになると、ICセキュリティゲートが探知し音と光でお知らせします。

ICタグを活用した資料管理のため、利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※豊岡図書館および、ながふじ図書館を除く全館に設置



セルフ返却機を設置しました

各館に設置したセルフ返却機で簡単に手続きができます。郵便ポストに手紙を入れるように1冊ずつ返却機に入ると、返却機がICタグを読み取り自動で返却処理されます。

※CD・DVDはセルフ返却機で手続きできません。

これまでどおりカウンターにご返却ください

※引き続き借りたい場合は、これまでどおりカウンターにて返却・再貸出手続きをお願いします

※豊岡図書館および、ながふじ図書館を除く全館に設置



セルフ貸出機での貸出手続きがさらに簡単・便利になりました

今までのセルフ貸出機では、1冊ずつバーコードを読み取る必要がありましたが、今回のICタグ対応機器を導入したことにより、一度の操作で10冊まで読み取ることが可能となりました。貸出手続きはセルフ貸出機をご利用ください。

※予約本や大型本、CD・DVDは、これまでどおりカウンターでの貸出手続きが必要です

※ながふじ図書館を除く全館に設置



県立ふじのくに中学校 (夜間中学) が市内に開校

学校教育課
(西庁舎3階)

☎ 0538-37-2760

FAX 0538-37-3205

自分らしく輝く未来へ 学び直しを応援します

さまざまな理由により義務教育を終了できなかった人や母国などで義務教育を終了していない外国人のための学び直しの場として、4月に開校します。

夜間中学とは

日本や海外で不登校だった、家庭の事情で小学校や中学校に通えなかったなど、さまざまな理由で9年間の義務教育を十分に受けられなかった方を対象に、授業を行う学校です。日中に仕事などがある方も通えるように、夜間に授業を行います。一般の公立中学と同じ教科書を使って、それぞれの状況に合わせた教育を受けることができ、全課程を終了することで、中学校卒業資格を取得できます。

県内では、磐田市と三島市に設置され、東海北陸地方初の開校となります。「学びたい」という前向きな気持ちを持つ方のために開かれた学校です。

夜間中学の特徴

【学習教科】

中学校の教科学習

(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭科、英語など)

※日本語の学習のみや、一部の教科のみの学習はできません

【入学対象】

・県内在住の15歳以上の方

・日本または海外で9年間の義務教育を受けていない方(形式的な卒業を含む)

・外国人は在留カード所有者

【授業時間】

午後5時～9時

※入学科、授業料、教科書代は無償です

学習の内容

生徒個人に合わせた学び

「授業がわからない」生徒を置き去りにせず、全員が学ぶ喜びを感じることでできる教育を実践していきます。また、世代や国籍を超えた、さまざまな人たちがいる学び舎に通うことや、ICT(情報通信技術)も活用した人とのコミュニケーションにより社会とのつながりを育んでいきます。

【授業スタイル】

①オンラインによる授業

ICT活用した遠隔教育により多くの人と交流し、さまざまな考えに触れます

②ティーム・ティーチング

各授業に複数の教員を配置し、授業を行います。生徒に応じた丁寧できめ細やかな対応をします

③日本語の力や学習レベルに合わせたコース

▼教科学習コース

学習指導要領に沿って中学校全ての教科を学習します

▼学習言語コース

難しい学習言語の習得を予習授業や補習授業などでサポートします

▼初期日本語コース

学校生活や授業に必要な日本語を習得し、参加できる授業を増やします

自分らしく学ぶために

県立ふじのくに中学校の開校目的が「自らの未来を切り拓き、地域の発展に寄与する多様な人材の育成」となっています。

卒業した生徒一人一人が学校で学んだことや社会とのつながりを糧として、社会の中で「なりたい自分」になり、地域で活躍できる人材の育成を目指します。年齢や国籍が違っていても、もう一度学びたいという志は同じです。同級生や先生たちと力を合わせ、新しい一歩を踏み出しましょう。

【県立ふじのくに中学校 磐田本校】

磐田市中泉1丁目6-16

天平のまち内

▼問い合わせ 静岡県義務教育課

☎ 054-1221-3558

FAX 054-1221-3558





浄化槽設置事業費補助金 が増額されます

合併浄化槽へ転換することで
水質汚濁の防止、水質保全につながります

上下水道総務課
(福田支所2階)
☎0538-58-3086
FAX0538-58-3123

生活排水による海や河川などの水質汚濁を防止し、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道などの予定がない区域で合併処理浄化槽を新設する方や、トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えをする方を対象に、設置に係る費用の一部を予算の範囲内で補助します。

単独処理浄化槽やくみ取り便槽をご利用の皆さんは、ぜひ補助制度を活用して全ての生活排水を浄化する合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

予算には限りがあり先着順で受け付けています。詳しくは、上下水道総務課までお問い合わせください。



改定の内容

補助対象経費		改定前 (補助限度額)	改定後 (補助限度額)
設置費	5人槽	332,000円	332,000円
	7人槽		414,000円
	10人槽		548,000円
宅内配管工事費		対象外	300,000円
撤去費	単独処理浄化槽		120,000円
	単独処理浄化槽※		90,000円
	くみ取り便槽	90,000円	

※雨水貯留槽などへの再利用の場合

【例】単独処理浄化槽から10人槽の合併処理浄化槽に交換する場合
548,000円(設置費) + 300,000円(宅内配管工事費) + 120,000円(撤去費)
= 968,000円(補助額)

改正のポイント

- ① 設置費用補助額の増額
従来の一律33万2千円の補助額から、人槽別に補助額を増額しています。
- ② 補助対象の拡大
単独処理浄化槽・くみ取り便槽から転換する場合、令和5年度から宅内配管工事費と撤去費が補助対象になります。増改築を伴う場合は、宅内配管工事費は対象外となります。

対象

補助対象区域

- ① 公共下水道の事業認可を受けていない区域
 - ② 農業集落排水事業の実施区域外の区域
- ※下水道の計画がある地域は対象外
※設置予定場所が補助対象地域かどうかの確認は、対象地の位置図を上下水道総務課までFAXしていただくか、直接、上下水道総務課窓口までお越しいただき、ご確認ください
- ※対象地域の可否を適切に判断するため、電話での確認対応は行っていません

その他

補助対象となる浄化槽や申請方法などの詳細は、市ホームページまたは上下水道総務課までお問い合わせください。

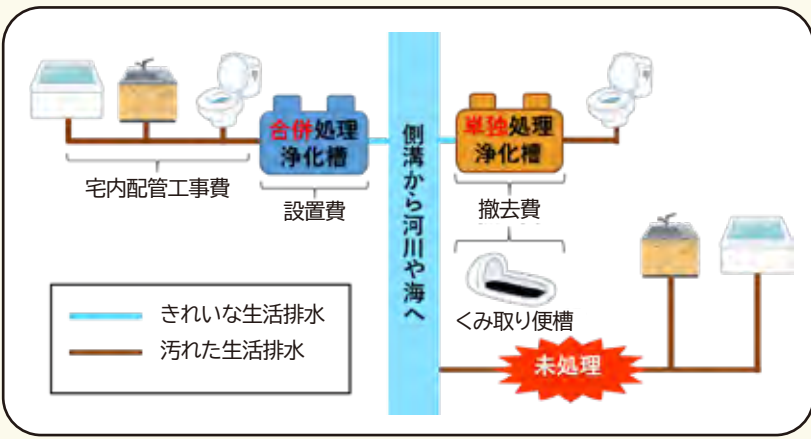


▲市ホームページ

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽・くみ取り便槽の違い

水洗トイレ、台所、風呂などの排水全てをきれいな水にしてから放流し、河川などの水質汚濁を防ぎます。

単独処理浄化槽・くみ取り便槽
トイレ以外(台所、風呂など)の排水をそのまま側溝や河川に放流するため、側溝や河川の汚れや臭いなどの原因になります。



市税の新しい納付方法 が始まります

収納課

(本庁舎1階)

☎0538-37-4810

FAX 0538-36-6310

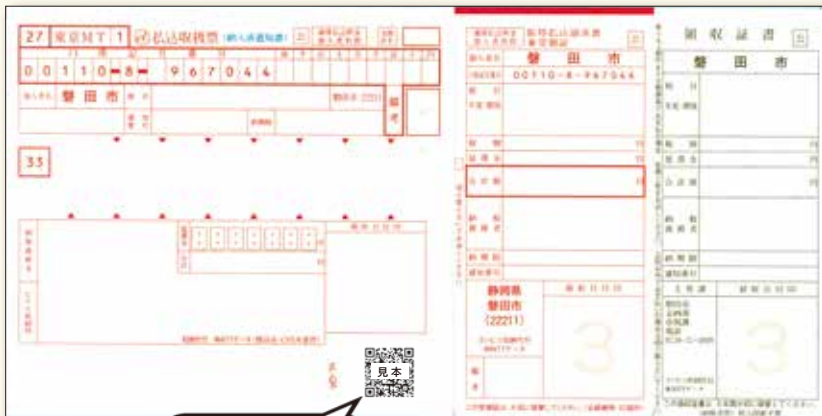
スマートフォン決済に『楽天ペイ』が追加に
『eL-QR』で全国どこでも納付が可能に

市税は、金融機関やコンビニエンスストアに加えて、スマートフォン決済(PayPay・LINE Pay・d払い・J-Coin・auPAY)での請求書払いなどで収めることができます。このスマートフォン決済に、4月24日(月)から楽天ペイが加わります。皆さんの生活スタイルに合わせて市税の納付ができるように、今後も納付方法の拡大を進めていきます。

また、令和5年4月から市税の納付書に「eL-QR」が印刷されます。これは、全国の市町村で税の納付書に統一規格で印刷されるものであり、このコードで全国の地方税統一QRコード対応金融機関で市税の納付ができるようになります。詳しくは、市ホームページまたは収納課までお問合せください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



▲市ホームページ



地方税統一QRコード「eL-QR」

くらしと仕事相談センター を開設しました

福祉課

(i プラザ3階)

☎0538-37-4797

FAX 0538-36-1635

経済的に困っている、働きたくても働けないなど
日々の生活にお困りの方の相談をお受けしています

令和5年4月から、生活困窮者自立相談支援機関として「くらしと仕事相談センター」を設置し、相談をお受けしています。

▼支援を受けるには

まずはセンターにご相談いただき、現在の状況をお聞かせください。電話での相談も受け付けています。

1人で悩まず、ご相談ください。

【くらしと仕事相談センター】

場所：i プラザ3階

電話：0538-332-8880

FAX：0538-332-8881

▼支援内容

①自立相談支援事業

相談者が抱えている課題を把握・分析をして自立に向けた支援計画を作成し、寄り添いながら継続的支援を行います。

②住居確保給付金

離職などにより収入が一定基準以下の方に対し求職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。

③就労準備支援

すぐに就労が難しい方に、生活習慣や社会参加能力の形成・改善を図りつつ、就労に向けた準備支援を行います。

④家計改善支援

家計表で家計状況を見える化するなど、家計状況を把握や利用者の家計改善の意欲を高める支援を行います。

⑤子どもの学習支援

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習の場の提供や親への教育支援などを通じて、子どもの将来の自立促進に向けた支援を行います。

⑥一時生活支援

住居のない方で収入などが一定基準以下の方に、一時的に宿泊場所の供与や衣食の提供などを行うとともに自立に向けた支援もを行います。